



令和7年度 さいたま市立春岡小学校

PTA 総会 資料

令和7年度

PTA活動方針

Enjoy !! PTA

味わおう 充実感
後姿で育てよう 笑顔の春っ子



第1号議案	令和6年度活動報告	1
第2号議案	令和6年度決算報告・監査報告	3
第3号議案	令和7年度執行部役員・監事等の承認（案）	6
第4号議案	令和7年度活動計画（案）	7
第5号議案	令和7年度予算（案）	9

令和6年度活動報告

各 部 名	校 内 活 動	校 外 活 動
執 行 部	PTA総会（メールによる決議） 執行部会（10回）・常任委員会（3回） 部会・常任委員会 資料作成・印刷 会計監査（2回） 入学式 各行事他 資料作成・印刷・配付 各部活動の参加・補佐 学校運営協議会 いじめ対策委員会 各部第1回全体部会（対面）・最終部会（紙面） 給食試食会手伝い 学校給食運営協議会（紙面） 学校保健委員会（動画配信） おやじの会主催「夜の学校探検ツアー」手伝い 学校安全ネットワーク協議会（2回） 新入学児童保護者説明会 春岡小SSN協議会（2回） 卒業・進級祝い手配・配付 防犯セット発注・案内手紙準備・配付 卒業式 クラス役員選出準備・集計・選出 春岡応援団のとりまとめ 次年度執行部役員選考委員会 防犯ボランティアへのお礼の品発注 賛助会員へのお礼の品発注・ご挨拶 PTA活動総合補償制度の加入手続き 団体資源回収運動補助金申請 防犯活動助成金申請 PTA会費集金 運動会手伝い 創立135周年記念行事企画・開催 ＊市P協：さいたま市PTA協議会 ＊区P連：市P協見沼区連合会 ＊春岡社協：春岡地区社会福祉協議会 ＊青少年育成会春岡地区会 ：青少年育成さいたま市民会議春岡地区会	市P協 定期総会 市P協 PTA活動総合補償制度説明会 市P協 役員研修会・役員セミナー 関東ブロック研修大会(欠席) 市P協 広報情報委員会 区P連 情報交換誌・ふるさと見沼作成 区P連 新旧役員会・役員会 区P連 定期総会 区P連 会長会 区P連 つなが竜ミーティング 区P連 校長会長会 区P連 ふらば〜るバレ親善球技大会 公立高等学校合同説明会（欠席） さいたま市青少年健全育成 研修会 さいたま市教育委員会 講演会 さいたま市教育委員会 情報交換会 見沼区防犯啓発活動（春岡地区欠席） 見沼区ふれあいフェア・区P連「ふるさと見沼」絵画展 春岡地区社会福祉協議会 通常総会（書面決議） 春岡社協 高齢者見守り活動推進委員 研修会（映画視聴） 春岡社協 新年会 青少年育成春岡地区会 定例総会（書面決議） 青少年育成春岡地区会 夜間パトロール 青少年の主張大会（欠席） 春岡地区市民大運動会 はるおかふれあいフェスティバル 実行委員会 はるおかふれあいフェスティバル 春野中・春里中 入学式・卒業式（欠席） 春野中・春里中 体育祭（欠席） 見沼区内周年記念式典・行事参加 防犯講習会 おやじの会パトロール、イベント協力 学校給食習慣記念行事参加

各 部 名	校 内 活 動	校 外 活 動
地域渉外部	部会（4回） 資源回収の促進・看板の管理等 「子どもひなん所110番の家」へ 更新手続き・アンケート調査 新入学児童防犯セット準備 新入学児童防犯セット配付 新入学児童説明会時下校班決め手伝い 学校保健委員会動画視聴・アンケート協力 防犯ボランティアへのお礼 運動会手伝い・学校行事・PTA行事の手伝い	はるおかふれあいフェスティバル実行委員会 当日参加・出店（ゲームコーナー）
広報部	部会 広報紙「はるおか」発行（4回） 学校行事・PTA活動の取材・打ち合わせ 運動会手伝い・学校行事・PTA行事の手伝い	広報紙「はるおか」の配付
環境交通部	部会 旗振り表・パトロール表作成 （全会員へ協力を依頼し登校時の旗振りあいさつ・下校時のパトロールの実施） 毎月5・10・15・20日・土曜授業日の旗振りあいさつ活動 交通安全講習会企画・運営 学校安全ネットワーク協議会参加 会員不在時の旗振り 日程表の作成・管理・運営 運動会手伝い・学校行事・PTA行事の手伝い	
ベルマーク部	部会（2回） ベルマークだより 印刷・配付 ベルマーク 収集・仕分け・集計・発送・交換 ベルマーク回収用袋 配付・回収 インカートリッジ 回収・仕分け・集計 運動会手伝い・学校行事・PTA行事の手伝い	地域への回覧板用ベルマークだより 作成・配付 春岡公民館ベルマーク・インカートリッジ回収 ローソンさいたま春岡1丁目店ベルマーク回収 せき深作店ベルマーク回収
春岡応援団	カーテン・配膳台カバー洗濯 あいさつ運動 登下校見守り（登校パトロール、下校パトロール、旗振り） 学校保健委員会動画視聴・アンケート協力 運動会手伝い（駐輪場・学校周り見回り）	春岡地区 保護者向け子育て後援会参加
監 事	監査（各部・学年・本部）5回	交通安全保護者の会 見沼区ふれあいフェア母の会ブース手伝い
選考委員会	選考委員会（4回） PTA役員選出依頼書作成 立候補者・推薦対象者への承諾メール作成・連絡 （メールとLINEにて） 次年度役員（副会長3名・書記1名・監事1名）決定	

令和6年度 PTA会計決算報告書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

【学校協力費】

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
会 費	769,668	769,668	0	
雑 収 入	0	247	247	利息
前年度繰越金	130,332	130,332	0	
繰 入 金	0	0	0	
合 計	900,000	900,247	247	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
児 童 活 動 費	520,000	717,404	197,404	折りたたみイス、朝日小学生新聞等
行 事 費	150,000	157,043	7,043	卒業式・入学式花代等
渉 外 費	0	0	0	
諸 費	230,000	18,430	▲ 211,570	学校だより送付等
予 備 費	0	0	0	
特別支援教育支援金	0	0	0	
次年度繰越金	0	7,370	7,370	
合 計	900,000	900,247	247	

【学級文庫費】

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
会 費	138,835	138,835	0	
雑 収 入	0	6	6	
前年度繰越金	16,165	16,165	0	
合 計	155,000	155,006	6	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差 額	摘 要
学 級 文 庫	155,000	154,686	▲ 314	書籍代
次年度繰越金	0	320	320	
合 計	155,000	155,006	6	

令和6年度 PTA会計決算報告書 【PTA費】

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
会 費 (正 会 員)	3,104,000	3,088,000	▲ 16,000	(家庭数+職員)×会費¥4,000
会 費 (賛 助 会 員)	23,000	83,500	60,500	R6/7年度分として、新規法人3社8口¥40,000、更新:個人2名6口¥6,000 法人6社15口¥37,500
雑 収 入	200,000	304,878	104,878	預金利息、資源回収、団体資源回収運動補助金、防犯対策助成金、PTA会費(非同意)
前 年 度 繰 越 金	1,786,825	1,786,825	0	令和5年度繰越金
繰 入 金	0	0	0	
合 計	5,113,825	5,263,203	149,378	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
運 営 費	1,509,000	1,273,691	▲ 235,309	
事 務 費	500,000	364,130	▲ 135,870	用紙、文房具、PC-機材、PC-機材等
通 信 費	122,000	105,260	▲ 16,740	ネット回線初期費用、月額費用、本部役員通信費用
記 念 品 費	490,000	510,449	20,449	卒業式生花、ジョージ、卒業・進級記念品
旅 費	10,000	360	▲ 9,640	さいたま市PTA協議会行事参加等交通費
慶 弔 費	60,000	30,000	▲ 30,000	御祝金、弔慰金、御供花
渉 外 費	50,000	47,160	▲ 2,840	対外的会議・懇親会参加費、はるおかふれあいフェスティバル協賛金等
保 険 費	120,000	95,656	▲ 24,344	さいたま市PTA保険
総 会 費	37,000	36,905	▲ 95	総会資料印刷
行 事 費	30,000	23,322	▲ 6,678	退任記念品
総 務 費	80,000	58,089	▲ 21,911	おやじの会活動補助、防犯ボランティア活動・賛助会員お礼
諸 費	10,000	2,360	▲ 7,640	
事 業 費	1,627,503	1,530,988	▲ 96,515	
地 域 渉 外 費	25,000	0	▲ 25,000	資源回収・はるおかふれあいフェスティバル備品
広 報 部 費	350,000	323,116	▲ 26,884	広報紙印刷
環 境 交 通 部 費	8,000	2,998	▲ 5,002	講習会お礼、対外的会議交通費等
ベルマーク部費	26,000	23,817	▲ 2,183	回収袋、集計備品、発送
学 校 協 力 費	769,668	769,668	0	
学 級 文 庫 費	138,835	138,835	0	
防犯安全対策費	310,000	272,554	▲ 37,446	防犯ヘルプ、名札制作 -
対 外 費	70,000	55,250	▲ 14,750	
分 担 金	70,000	55,250	▲ 14,750	さいたま市PTA協議会会費
賛 助 金	0	0	0	
特別会計繰入金	0	0	0	
周年記念事業積立金	100,000	100,000	0	
次 年 度 繰 越 金	1,807,322	2,303,274	495,952	
合 計	5,113,825	5,263,203	149,378	

令和6年度 特別会計収支計算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
前 年 度 繰 越 金	3,933,490	135 周 年 記 念 事 業	461,428
周 年 事 業 積 立 金	100,000		
預 金 利 息	1,728		
		次 年 度 繰 越 金	3,573,790
合 計	4,035,218		4,035,218
*繰入金：本会計より繰入		135周年記念事業	¥461,428
*周年事業積立金：本会計より繰入 合計¥621,217			
〔 前年度繰越金 令和6年度積立金 〕			
¥521,217 + ¥100,000			

令和6年度 春岡小学校創立135周年 記念事業資金収支計算書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
令和6年度周年事業積立金	100,000	135 周 年 記 念 事 業	461,428
前 年 度 繰 越 金	521,217	周年事業積立金繰越金	159,789
合 計	621,217	合 計	621,217

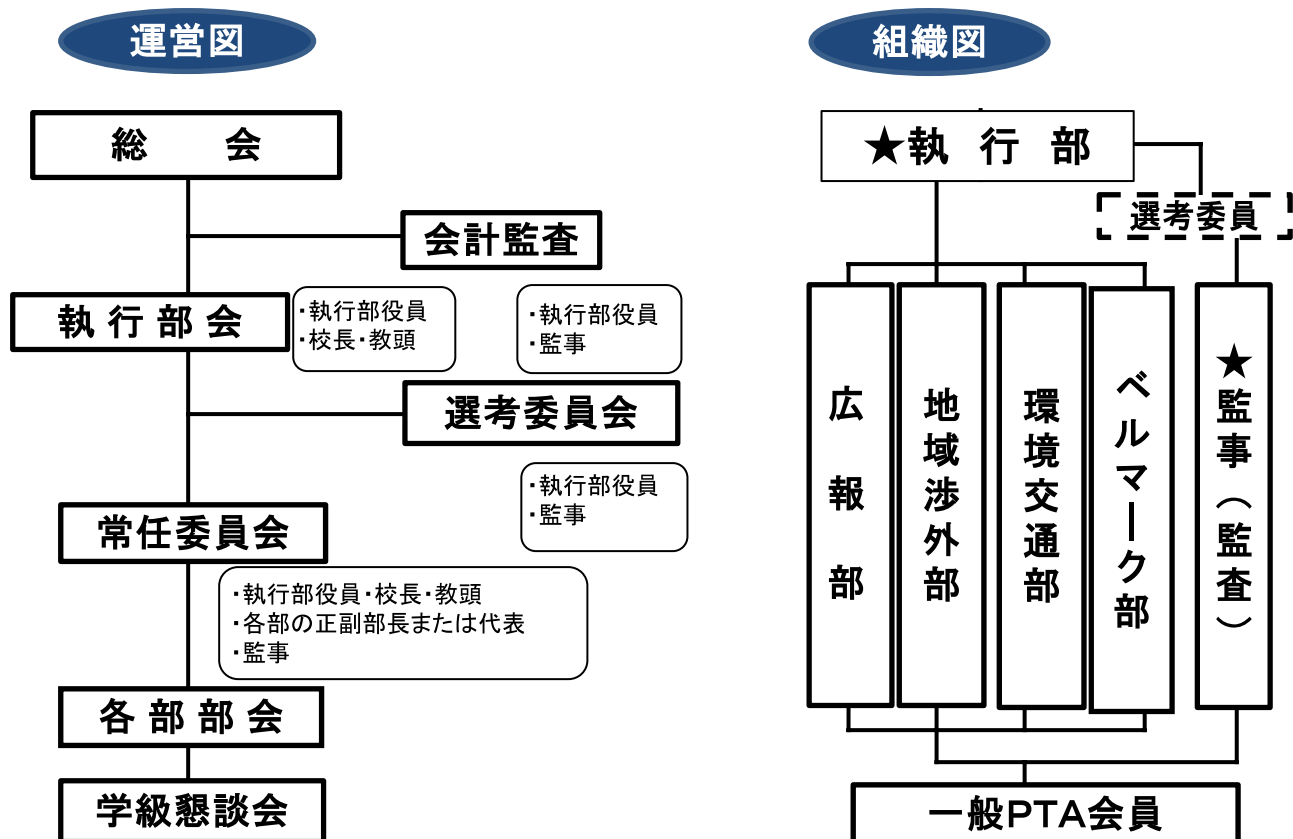
令和6年度 監査報告書

令和7年4月9日（水）9時00分から春岡小学校PTA室において、令和6年度春岡小学校PTA会計、特別会計の監査をPTA会長、教頭先生、会計及び監事立会のもと実施いたしました。監査の結果、金銭状況、出納帳の記入、並びに領収書等の整理が正確で適正であることを証します。

令和7年4月9日

監事 大島 麻未 (印)
監事 酒井 久美子 (印)

令和7年度 春岡小学校PTA 運営図・組織図 (案)



《 執 行 部 》

役 職	氏 名		役 職	氏 名	
会 長	豊 川 真	PTA	幹 事 (会計)	鈴 木 沙 羅	事務主事
参 与	千 明 勉	校長		高 橋 章	事務主事
副会長	下 岡 陽 子	教頭		水 野 芳 恵	PTA
	宮 脇 諒	教頭		安 藤 望 江	PTA
	熊井戸 敦 子	PTA	幹 事 (書記)	磯 田 由 紀	PTA
	橋 本 留美子	PTA		大 熊 真名美	PTA
	中 村 瞳	PTA	事務局	我 妻 慎 弥	教務主任
	竹 内 勇 騎	PTA	顧 問	中 山 きんや	歴代会長
《 監 事 》				相 澤 秀 行	
				中 吉 由 貴	
				田 中 秋 弘	
	酒 井 久美子	PTA		竹 内 幸 子	
	立 石 えり子	PTA			

さいたま市立春岡小学校PTA 令和7年度 活動計画 (案)

【執行部】 (選考委員会選出)

< 目 的 > 本会の目的達成のために組織の要として活動し、組織代表として地域社会との連携を図る。

< 活動内容 > *総会・執行部会・常任委員会の企画・運営・開催
*役員立候補アンケートの手紙印刷・配付・集計・選出
*市P協・区P連の各種委員会・協議会などへの参加
*PTA行事（各活動）の企画・運営
*地域防犯団体とパトロールが協力し合い、子どもを守る安全体制を築く。
*運動会、学校行事の手伝い協力
*その他



【地域渉外部】 (学年選出)

< 目 的 > PTA会員と地域のつながりを図り、児童の校外生活の充実を目指す。

< 活動内容 > *資源回収の促進、看板の管理等
*「子どもひなん所110番の家」へ更新手続き・アンケート調査
*新入学児童下校班決め手伝い
*新入学児童防犯セット準備・配付
*防犯ボランティアへのお礼
*はるおかふれあいフェスティバル参加・出店(ゲームコーナー)
*運動会・学校行事・PTA行事等への手伝い協力



【環境交通部】 (学年選出)

< 目 的 > 児童の校外生活における防犯・交通安全の環境づくりと整備を行う。

< 活動内容 > *旗振り場所確認・保護者旗振り管理
(全会員へ協力を依頼して登校時の旗振りとあいさつ・下校時パトロールの実施)
*交通安全講習会企画・運営
*登校時交通安全指導(旗振り) ※原則毎月5・10・15・20日・土曜授業日
*会員不在時の旗振り代行
*学校安全ネットワークボランティア研修会参加
*旗振り場所の作成・管理・運営
*学校安全ネットワーク協議会参加
*運動会・学校行事・PTA行事等への手伝い協力



【広報部】 (学年選出)

< 目 的 > 学校と家庭を結ぶ広報紙『はるおか』の発行を行い、PTA活動と学校での児童の活動の様子を、会員とその関係者に広く伝える。

< 活動内容 > *広報紙「はるおか」の作成と発行(4回予定)
*学校行事・PTA活動の取材・打合せ
*さいたま市PTA協議会主催広報紙づくり講演会参加
*さいたま市PTA協議会主催『広報紙コンクール』出展
*運動会・学校行事・PTA行事等への手伝い協力



【ベルマーク部】（学年選出）

< 目 的 > ベルマークに関する活動を行う。

< 活動内容 > ＊ベルマークだよりの印刷・配付



＊ベルマーク回収お手紙 作成・印刷・配付

＊ベルマークの収集・仕分け・集計・発送

＊インクカートリッジの回収・仕分け・発送

＊運動会・学校行事・PTA行事等への手伝い協力

【監事】（選考委員会選出）

< 目 的 > 会計の監査を行う。

< 活動内容 > ＊年に数回(学期ごと)



＊本会計・各部会計・学校会計の監査

＊選考委員として次年度執行部役員を選出

＊交通安全保護者の会(母の会)の役も兼任する。

＊運動会・学校行事・PTA行事等への手伝い協力

【選考委員会】（監事＋執行部員で構成）

< 目 的 > 次年度のPTA役員の選出に関する活動を行う。

< 活動内容 > ＊会長、副会長、会計、書記、監事等次年度の役員選出に関すること

【春岡応援団】

< 目 的 > 6年間役員未経験の方を対象に結成し、児童の見守り、環境整備を行う。

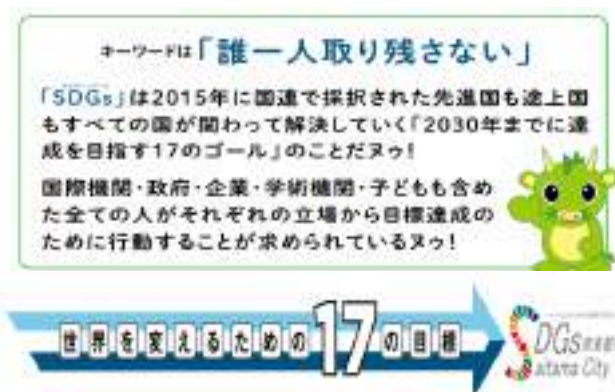
< 活動内容 > ＊あいさつ運動・登下校見守り



＊配膳台カバー・カーテン等の維持

＊校内外清掃等

＊運動会の手伝い、学校行事・PTA行事等への手伝い協力



状況によっては学校行事、PTA活動内容が変更となる場合がございます。

令和7年度 PTA会計収支予算 (案) 【PTA費】

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

1 収入の部

(単位:円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
会 費 (正 会 員)	3,088,000	3,380,000	292,000	(家庭数+職員)×会費¥4,000
会 費 (賛助会員)	83,500	43,500	▲ 40,000	[新規] 個人¥2,000/口、法人¥5,000/口 [更新] 個人¥1,000/口、法人¥2,500/口
雑 収 入	304,878	300,000	▲ 4,878	資源回収、団体資源回収運動補助金、 防犯対策助成金、PTA非同意会員からの会費
前 年 度 繰 越 金	1,786,825	2,303,274	516,449	令和6年度繰越金
繰 入 金	0	0	0	
合 計	5,263,203	6,026,774	763,571	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
運 営 費	1,273,691	1,487,000	213,309	
事 務 費	364,130	500,000	135,870	用紙、文房具、北°-機け、北°-機りス等
通 信 費	105,260	90,000	▲ 15,260	ネット回線月額費用、本部役員通信費
記 念 品 費	510,449	520,000	9,551	卒業式生花、卒業式マシ、卒業・進級記念品
旅 費	360	2,000	1,640	さいたま市PTA協議会行事参加等交通費
慶 弔 費	30,000	50,000	20,000	御祝金、弔慰金、御供花
渉 外 費	47,160	70,000	22,840	対外的会議・懇親会参加費、はるおかふれあいフェスティバル協賛金
保 険 費	95,656	110,000	14,344	さいたま市PTA保険
総 会 費	36,905	30,000	▲ 6,905	総会資料印刷
行 事 費	23,322	20,000	▲ 3,322	退任記念品
総 務 費	58,089	85,000	26,911	おやじの会活動補助、防犯ボランティア活動お礼、賛助会員お礼、その他活動補助
諸 費	2,360	10,000	7,640	
事 業 費	1,530,988	1,761,310	230,322	
地 域 渉 外 部 費	0	25,000	25,000	資源回収・はるおかふれあいフェスティバル備品
広 報 部 費	323,116	350,000	26,884	広報紙印刷
環 境 交 通 部 費	2,998	8,000	5,002	講習会お礼、対外的会議交通費等
ベルマーク部費	23,817	11,000	▲ 12,817	回収袋、集計備品、発送
学 校 協 力 費	769,668	892,630	122,962	
学 級 文 庫 費	138,835	164,680	25,845	
防犯安全対策費	272,554	310,000	37,446	防犯ベスト、名札機等
対 外 費	55,250	70,000	14,750	
分 担 金	55,250	70,000	14,750	さいたま市PTA協議会会費
賛 助 金	0	0	0	
特別会計繰入金	0	0	0	
周年記念事業積立金	100,000	100,000	0	
次 年 度 繰 越 金	2,303,274	2,608,464	305,190	
合 計	5,263,203	6,026,774	763,571	

令和7年度 PTA会計収支予算 (案)

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

【学校協力費】

1 収入の部

(単位：円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
会 費	769,668	892,630	122,962	
雑 収 入	247	0	▲247	
前年度繰越金	130,332	7,370	▲122,962	
繰 入 金	0	0	0	
合 計	900,247	900,000	▲247	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
児 童 活 動 費	717,404	720,000	2,596	
行 事 費	157,043	160,000	2,957	
渉 外 費	0	0	0	
諸 費	18,430	20,000	1,570	
予 備 費	0	0	0	
特別支援教育支援金	0	0	0	
次年度繰越金	7,370	0	▲7,370	
合 計	900,247	900,000	▲247	

【学級文庫費】

1 収入の部

(単位：円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
会 費	138,835	164,680	25,845	
雑 収 入	6	0	▲6	
前年度繰越金	16,165	320	▲15,845	
合 計	155,006	165,000	9,994	

*1教室5,000円の予算になるよう、不足分を本会計から繰り入れる。

2 支出の部

(単位：円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
学 級 文 庫	154,686	165,000	10,314	
次年度繰越金	320	0	▲320	
合 計	155,006	165,000	9,994	

春岡小学校 【 P T A 会 則 】

第一章 名称と事務所

- 第1条 本会は、春岡小学校PTAと称し、事務所を春岡小学校におく。
(さいたま市見沼区春岡2丁目29番地1)

第二章 目的と事業

- 第2条 本会は、春岡小学校児童の保護者と教師相互の親睦を基礎として、児童の福祉を増進するために、学校生活、家庭生活及び社会生活の水準を高めることを目的とする。
- 第3条 事業
- 第1項 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 1 学校と家庭との連絡に関する事項
 - 2 児童の福祉増進に関する事項
 - 3 会員の文化教養に関する事項
 - 4 教職員の研究修養に関する事項
 - 5 他の社会教育諸団体との連絡提携に関する事項
 - 6 その他、本会の目的達成に必要な事項
- 第2項 本会は、営利目的・政治目的及び宗教目的のための活動、ならびに特定の法人または個人の利害を目的とした活動は行なわない。

第三章 会 員

- 第4条 本校の会員は正会員および賛助会員の二種とする。
- 1 正会員は、本会の趣旨に賛同する保護者と教職員とする。
 - 2 賛助会員は、正会員以外の者で、この会の趣旨に賛同し執行部会の承認を得た者（個人・法人）とする。

第四章 組 織

- 第5条 本会に次の執行部役員、監事、委員をおくことができる。
- 1 執行部役員 会長1名・副会長若干名（内2名は教頭）
参与1名（校長）・幹事若干名（会計・書記・その他）
 - 2 監 事 2名
 - 3 委 員 学年役員（各専門部会） 各学年より若干名
常任委員 学年役員の代表（各専門部正副部長または代表）+執行部役員
選考委員会 監事+執行部役員
- 第6条 この会の執行部役員、監事、委員は次の方法で選出する。
- 1 執行部役員（会長・副会長・幹事）並びに監事は会員中より選考委員会で選出し、総会の承認を得る。
 - 2 顧問は会長が委嘱する。
 - 3 常任委員は各専門部正副部長または代表と執行部役員とする。
 - 4 学年役員（各専門部会）は各学年にて選出し、総会で承認される。
- 第7条 執行部役員、監事、ヘルプ部員の任期は2ヶ年とし学年役員の任期は1ヶ年とする。
ただし、再任を妨げない。補欠役員、監事、委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。委員は、委員会において職務を行なう。監事は会計を監査する。
幹事は庶務会計にあたる。参与は役員会・委員会に出席して意見を述べることができる。
顧問は会長の諮問に応じ役員会・委員会に出席して意見を述べることができる。

第五章 会 議

- 第9条 総会は、毎年1回年度始めに開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
また、特別な事情で総会が開催出来ない場合には、書面議決等により審議し議案の議決は、提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に議決とする。
総会は、本会の事業および予算・決算および執行部役員・監事の承認を審議し議決する。
- 第10条 委員会および部会は、委員または部員をもって構成し、必要に応じて委員会および部会を開くことを本体とする。
委員会および部会は、事業の計画と執行について協議する。
また常任委員会は、執行部役員、各専門部会の正副部長または代表にて構成し会務の執行にあたる。
- 第11条 会議はすべて会長が召集し、議案は出席者の過半数の賛成で議決する。

第六章 会 費

- 第12条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。
会費は総会で決める。集金方法は、6月と10月の年2回とする。
- 第13条 会計は、監事の監査を受ける。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章

- 第15条 本会則の改廃は、総会の議決による。
- 第16条 本会の施行に必要な細目は、役員会で決める。
- 第17条 本会則の施行は、昭和26年3月4日から施行する。

平成	1. 5. 20 (5. 6. 7. 9条)	改 正
	2. 5. 19 (12条)	一部改正
	2. 5. 19 (慶弔規定第4条第2項)	一部改正
	5. 5. 22 (6条)	一部改正
	5. 5. 22 (慶弔規定第4条)	改 正
	7. 5. 25 (5. 6条)	一部改正
	7. 5. 25 (慶弔規定第3条第1項)	一部改正
	12. 5. 24 (5. 6. 7. 8条)	一部改正
	13. 5. 22 (5条1項、6条、10条)	一部改正
	13. 5. 22 (慶弔規定第1条から4条)	一部改正
	16. 5. 20 (5条1項、6条1. 2. 3. 4. 5項)	一部改正
	17. 5. 19 (5条3項、6条4項)	一部改正
	18. 5. 18 (5条3項、6条4項)	一部改正
	18. 5. 18 (慶弔規定3条1. 4. 6項)	一部改正
	20. 5. 22 (2条から4条、7条から10. 12. 16条)	一部改正
	22. 5. 14 (5条3項、6条3.4項)	一部改正
	27. 5. 15 (5条3項、6条1項)	一部改正
	28. 5. 20 【特別支援学級の委員に関する規程】	追 加
	29. 5. 12 (1条、5条3項)	一部改正
	30. 5. 1 (第三章、第4条)	一部改正
	30. 5. 1 【個人情報取扱規程】	追 加
令和	2. 5. 12 (第三章、第4条・第四章、5. 6条、第五章、第9. 10条)	一部改正
	3. 5. 11 (第四章、5. 6. 7条)	一部改正
	3. 5. 11 【役員など任期並びに適用条件に関する規程】	追 加
	5. 5. 15 (第四章、第5. 6. 7条、第五章、第9. 10条)	一部改正
	5. 5. 15 【特別支援学級の委員に関する規程】	一部改正
	5. 5. 15 【役員など任期並びに適用条件に関する規程】	一部改正
	6. 5. 13 【第四章 第6条、第五章 第9条】	一部改正

〈 慶 弔 規 程 〉

第1条 慶 祝

第1項 会員ならびに児童については一切無しとする。

第2項 教職員について

第1号 結婚の場合は、一人につき5,000円とする。

第2号 出産の場合は、第1号に準ずる。

第2条 見舞い

第1項 病気の場合

第1号 会員ならびに児童・教職員が長期療養を要する場合は、一人につき5,000円とする。
ただし、長期療養の解釈は1ヶ月以上とする。

第2号 前号において、教職員が約2ヶ月以上にわたって療養する場合は、合議の上決定する。

第2項 傷害の場合

第1項第1号に準ずる。

第3項 火災等の場合

会員ならびに児童・教職員が災害を受けた場合は状況によって合議の上決定する。

第3条 弔 慰

第1項 会員死亡の場合は、5,000円の弔慰金と生花とする。

第2項 児童死亡の場合は、第1項に準じる。

第3項 教職員の配偶者が死亡の場合は第1項に準ずる。

第4項 教職員の同居の両親、ならびに子が死亡した場合は、5,000円の弔慰金とする。

第5項 第3、4項以外の教職員の親族の死亡の場合は、状況によって決定する。

第6項 第1項から第5項については、状況によって合議の上、規定の範囲を超えることができる。

〈特別支援学級の役員に関する規程〉

第1条 目的

この規程は、さいたま市春岡小学校PTA会則第七章第16条に基づき、特別支援学級の役員に関して必要な事項を定める。

第2条 役員

第1項 特別支援学級全体で1名以上になるよう役員を選出する。

第2項 特別支援学級の役員は執行部所属とし、PTA活動に参加する。

〈役員など任期並びに適用条件に関する規程〉

役 職	任 期	適 用 条 件 な ど
執行部 会 長 副会長 会 計 書 記	2ヶ年 (但し、再任を妨げない)	未就学児を含むすべての兄弟につき役員免除 在任中在学している児童の卒業式優先席あり
監 事	2ヶ年	未就学児を含まず児童2名分役員免除・卒業式優先席なし
バブルマーク部	2ヶ年	お引き受けいただいた児童1名分の役員免除・卒業式優先席なし (立候補により部長をお引き受けいただいた方のみ卒業式優先席あり)
各部部長	1ヶ年	立候補によりお引き受けいただいた方のみ、卒業式優先席あり

※卒業式優先席数は学校に準ずる

<個人情報取扱規程>

(目的)

第1条 さいたま市立春岡小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA執行部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、PTA活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成・運用
- (3) PTA行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても紹号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うものとする。
2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うものとする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

第12条 本人の同意を得て個人情報を第三者に提供するときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 提供をする日付
2. 第三者の氏名
3. 提供する対象者の氏名及び情報の項目

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 提供を受ける日付
2. 第三者の氏名
3. 第三者が個人情報を取得した経緯
4. 提供をする対象者の氏名及び情報の項目
5. 提供を受ける者の氏名

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

第16条 管理者は常任委員会において、定期的に個人情報取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。



さいたま市立 春岡小学校

HARUOKA ELEMENTARY SCHOOL

PTA賛助会員募集

【賛助会員について】

学校・家庭・地域、そして企業・事業所とも連携協力のもと地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を整えることを目的として賛助会員を募集いたします。

法人・個人の多くの方に御理解をいただきお力添えを賜りたくお願いいたします。

※PTA会則により、賛助会員は正会員以外の者で、春岡小学校PTAの趣旨に賛同し執行部会の承認を得た者(法人・個人)とする。

活動について

・・・登下校時の見守りや学校・PTA・地域と連携を図り地域貢献にご活用ください

会員特典

・・・社名入りPTAベスト・PTA総会資料や学校HP内PTAのページに御社の活動紹介など掲載

会費について

・・・法人 一口¥5,000・個人 一口¥2,000 (法人個人共に二年目以降は半額)

会費につきましては執行部会承認後、ご集金させていただきます



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

持続可能でより良い地域社会を実現する為にゴールに向かって、共に行動しましょう！



【問い合わせ先】

春岡小学校 048-683-3281 (教頭まで)



春岡小学校PTA賛助会員申込書

【申込書のご提出は 683-8974 (FAX)

又は、教頭までお願いいたします】

お名前 事業所・会社名	(業種)		ご担当者	
ご住所			電話番号	
メールアドレス			ホームページ	
ご協力いただける活動に✓ ※印のある項目は一つ以上必須となります。				
☐ ※登校時の旗振り(概ね 7:30~8:00) ☐ ※下校時の旗振り ☐ ※登下校時などの見守り				
☐ 出前授業 ☐ まち探検受入 ☐ 土曜チャレンジスクール ☐ その他()				
会費区分	法人	¥5,000/1口 × =計 円	個人	¥2,000/1口 × =計 円

加入手続きについて

ステップ1

同封の加入申込書(様式1)に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、3月3日(月)までにさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

ステップ2

加入会員数等報告書(様式2)を5月19日(月)～5月30日(金)の間にさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

ステップ3

加入会員数等報告書(様式2)の送付と同時に世帯数および児童・生徒数分の制度掛金をお振込みください。
(※振込手数料は各校PTA負担となります。)

※ご注意 加入申込書(様式1)は、4月1日から補償開始の加入意思確認のため必要ですので必ずお送りください。
提出後(保険始期以降)はキャンセルできません。(途中脱退の場合の傷害保険部分には返戻金がございます。)

契約者である団体は、加入申込書に記載された個人情報(この保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合もあります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。)

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

P団かんたん請求

取扱代理店経由もしくは引受保険会社へ直接「事故証明書兼事故発生通知書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うこともできます。

●事故の際の連絡先

株式会社 敬愛保険

TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329
(通話料無料)0120-10-4571
(月～金 午前9:00～午後5:00)

(P団かんたん請求利用の場合)

AIG損害保険株式会社
個人傷害カスタマーセンター

FAX:0120-936-710
メールアドレス:AIGJapanMFD_FAX7@aig.co.jp
(24時間365日対応)

■団体契約者

さいたま市PTA協議会

TEL:048-647-4401
(月～金 午前10:00～午後4:00)

■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

株式会社 敬愛保険

〒331-0068 さいたま市西区飯田新田344-1
TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329
(通話料無料)0120-10-4571
(月～金 午前9:00～午後5:00)

■引受保険会社

【幹事会社】 AIG損害保険株式会社

埼玉支店
さいたま市大宮区大門町3-54
TEL:048-641-4050 FAX:048-648-1129
(月～金 午前9:00～午後5:00)

【非幹事会社】 損害保険ジャパン株式会社
各社の割合につきましては、お問い合わせ下さい。

PTA会員の皆様へ

さいたま市PTA協議会

2025年度版

PTA活動総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA活動総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(※1)への参加が事前にPTAより認められている方

(※1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償 (PTA賠償責任保険)

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご確認ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

PTA活動総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容		補償例(Cプランの場合)	Aプラン(保険金額)	Bプラン(保険金額)	Cプラン(保険金額)
傷害(ケガ)の補償	●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、10日間入院。 支払保険金:45,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして10日間通院。 支払保険金:30,000円	死亡保険金額 197万円	死亡保険金額 242万円	死亡保険金額 317万円
			後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の 4%~100%		
			入院保険金日額 (180日限度) 2,700円	入院保険金日額 (180日限度) 3,500円	入院保険金日額 (180日限度) 4,500円
			手術保険金 (1事故につき1回) 10倍・5倍 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の (入院中・入院中以外)		
			通院保険金日額 (90日限度) 1,800円	通院保険金日額 (90日限度) 2,300円	通院保険金日額 (90日限度) 3,000円
	制度掛金 (1世帯あたり)		73円	93円	120円

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容		補償例	保険金額(お支払限度額)	
損害賠償責任補償	●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 (対人・対物補償)(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	＜対人＞PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 ＜対物＞PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	対人 1名 300万円 1事故 3,000万円 (自己負担額 1,000円)	
	＜保管物補償＞(往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)	対物 1事故 200万円 (自己負担額 1,000円)	
	＜提供飲食物危険補償＞ PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。	保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額 5,000円)	
弁護士費用	●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。	
制度掛金 (児童・生徒1人あたり)			弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円	
			7円	

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2025年4月1日 午後4時より
2026年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入申込書は**3月3日(月)必着**でお願いします。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険 Aプラン73円・Bプラン93円・Cプラン120円×世帯数

PTA賠償責任保険 7円×児童・生徒数

= 制度掛金

(会員数に教職員数は含めなくても補償対象とします。)